



発行 東京都

目次

16

条 例

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)……二
- 東京都組織条例の一部を改正する条例……………(同)……八
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………(同)……八
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……八
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……九
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……一〇
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)……三
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………(生活文化局)……四

条例のあらまし

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三号)
  - 一 退職手当の基本額に係る特例を設けるほか、規定を整備します。
  - 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都組織条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

- 一 情報通信技術を活用した行政を総合的に推進するため、デジタルサービス局を設置します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

- 一 職員の定数を改めます。

区分	改正後 (人)	改正前 (人)	増 (△) 減
知事部局	二五、一二五	二四、九六三	一六二
公営企業	一三、〇六八	一三、一一八	△五〇
議会・行政委員会	一、〇四一	一、〇二三	一八
合計	三九、二三四	三九、一〇四	一三〇

- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日ほかから施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号)

- 一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めるほか、規定

を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日ほかから施行します。

●東京都条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を令和三年度も継続します。

二 電気自動車等に対する自動車税の種別割の課税免除措置を令和八年三月三十一日まで継続します。

三 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七二号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年六月九日から施行します。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

第六条第一項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改める。

第六条の二及び第六条の三を次のように改める。

(給料月額)の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職

手当の基本額に係る特例)

第六条の二 退職した者の基礎在職期間(第八条第二項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち東京都規則で定める期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他東京都規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及

び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第六条の三 第五条第二項第一号の規定に該当する者（東京都規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間（第十条第一項から第五項までの規定により計算した在職期間をいう。次条第二項（同項の表を除く。）において同じ。）が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第一項</p> <p>以下同じ。）</p>	<p>以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条第二項</p> <p>前項</p>	<p>以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日ににおけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職</p>

<p>第六条の二第一項</p>	<p>前条の</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第一項</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>

	前条第一項	次条の規定により読み替えて適用する前条第一項
第六條の二第一項 第二号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額に、
第六條の二第一項 第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六條の二第二項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第六條の二第二項 第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い

第六條の二第二項 第二号	特定減額前給料月額	日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額
第六條の四第一項及び第二項中「第六條の規定」を「第六條から前条までの規定」に		

改め、同条を第六条の五とし、第六条の三の次に次の一条を加える。  
 （公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例）  
 第六条の四 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者（これらの者のうち次項に該当するものを除く。）に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項	以下同じ。）	以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条第二項	前項 の給料月額	第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第一項	前条の 及び特定減額前給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第二項	前条第一項	第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条の 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第一項	給料月額に、	第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第六条の二第一項 第二号ロ	前号に掲げる額	計額に、 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六条の二第二項	前項の	第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前項の
第六条の二第二項 第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第二項 第二号	特定減額前給料月額 及び退職の日におけるその者の給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条第一項	以下同じ。）	以下同じ。） 退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差

2 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	第六条第二項	
前項	の給料月額	当該給料月額
<p>に相当する年数一年につき百分の二（職員 の給与に関する条例に規定する指定職 給料表の適用を受ける者及び他の東京都 の条例によりこれに相当する給料を受け る者については、百分の一）を乗じて得 た額及び退職の日におけるその者の給料 月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 第六条の四第二項の規定により読み替え て適用する前項</p> <p>の給料月額、退職の日におけるその者の 給料月額にその者に係る定年と退職の日 の属する会計年度の末日の年齢との差に 相当する年数一年につき百分の二（職員 の給与に関する条例に規定する指定職給 料表の適用を受ける者及び他の東京都の 条例によりこれに相当する給料を受ける 者については、百分の一）を乗じて得た 額及び退職の日におけるその者の給料月 額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>当該退職の日におけるその者の給料月額、 退職の日におけるその者の給料月額にそ の者に係る定年と退職の日の属する会計 年度の末日の年齢との差に相当する年数 一年につき百分の二（職員の給与に関す る条例に規定する指定職給料表の適用を 受ける者及び他の東京都の条例によりこ れに相当する給料を受ける者については、</p>		

第六条の二第一項	前条の	百分の一）を乗じて得た額及び退職の日 におけるその者の給料月額に百分の十を 乗じて得た額の合計額
第六条の二第一項 第一号	及び特定減額前給料 月額	第六条の四第二項の規定により読み替え て適用する前条の
第六条の二第一項 第二号	前条第一項	並びに特定減額前給料月額、特定減額前 給料月額にその者に係る定年と退職の日 の属する会計年度の末日の年齢との差に 相当する年数一年につき百分の二（特定 減額前給料月額に係る減額日のうち最も 遅い日の前日において、職員の給与に関 する条例に規定する指定職給料表の適用 を受ける者及び他の東京都の条例等によ りこれに相当する給料を受ける者につい ては、百分の一）を乗じて得た額及び特 定減額前給料月額に百分の十を乗じて得 た額の合計額
	給料月額に、	第六条の四第二項の規定により読み替え て適用する前条第一項
		給料月額、退職の日におけるその者の給 料月額にその者に係る定年と退職の日の 属する会計年度の末日の年齢との差に相 当する年数一年につき百分の二（特定減 額前給料月額に係る減額日のうち最も遅 い日の前日において、職員の給与に関す る条例に規定する指定職給料表の適用を 受ける者及び他の東京都の条例等により

<p>第六条の二第一項 第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>これに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、</p> <p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第六条の二第二項</p>	<p>前項の</p>	<p>第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>第一条 第六条の二第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第二条 第六条の二第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属す</p>

<p>第九條第一項中「同項」を「同条」に改める。 第十四條の四第二項中「第六條の四」を「第六條の五」に改める。</p>	<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>る会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
---	---------------------------	--

（施行期日等）  
附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例及び次項による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年東京都条例第十二号)の規定は、令和三年三月三十一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

東京都組織条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四号

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例(昭和三十五年東京都条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局

第二条の表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局

一 情報通信技術を活用した行政の総合的な推進に関すること。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、九六三人」を「二五、一二五人」に改め、同表一の項中「六、七三六人」を「六、七六四人」に、「三、八六三人」を「三、七八三人」に、「二、五一九人」を「二、五二一人」に、「一三、一一八人」を「一三、〇六八人」に改め、同表七の項中「六九四人」を「七二二人」に改め、同表合計の項中「三九、一〇四人」を「三九、二三四人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第六百六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の三の項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項ヲ中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同項ヲ中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項カ中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項ヨ中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同表二十四の二の項中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同項にイとして次のように加える。  
イ 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告の受



理

第二条の表二十四の二の項ホの次に次のように加える。

へ 法第二十八条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力の要求

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十七の三の項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項の次に次のように加える。

五の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第十条第一項の規定による特定開発行為の許可

ロ 法第十三条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可における条件の付加

ハ 法第十五条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定開発行為に係る国又は地方公共団体との協議

町田市

ニ 法第十六条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の通知

ホ 法第十七条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

へ 法第十八条第一項の規定による対策工事等の完了届の受理、同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規定による対策工事等の完了の公告

ト 法第二十条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理

チ 法第二十一条の規定による監督処分

リ 法第二十二条第一項の規定による立入検査

ヌ 法第二十三条の規定による報告又は資料の提出の要求、助言及び勧告

第二条の表七の項ハ中「町田市」の下に「、小平市」を加え、「十市」を「十一市」に改め、同表八の項、十の項から十三の項まで及び十五の項中「十市」を「十一市」に改め、同表十六の二の項中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同項にイとして次のように加える。

イ 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告の受理

第二条の表十六の二の項ホの次に次のように加える。

へ 法第二十八条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力の要求

第二条の表二十九の十の項ロ中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改め、同項中力をタとし、リからワまでをルからヨまでとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第七十二条の五第一項の規定による違反広告（医薬品の販売業者によるものに限る。以下この項において同じ。）に係る措置命令及び同条第二項の規定による違反広告に係る措置要請

八王子市、町田市

第二条の表二十九の十の項中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第七十二条の二の二の規定による医薬品の販売業者に対する  
八王子市、  
町田市  
法令遵守体制の改善措置命令

第二条の表三十三の項トからヌまでの規定中「あきる野市」の下に「西東京市」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表十六の二の項の改正規定 令和四年四月一日
- 二 第二条の表二十九の十の項の改正規定 令和三年八月一日

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		
1 議会総務費	人口	一人につき 二六、一三二円
二 民生費		

1 社会福祉費 人口 一人につき 一四、六九七円

2 老人福祉費 六十五歳以上人口 一人につき 七〇、三二七円

3 生活保護費 被保護者数 一人につき 一八一、八〇一円

4 児童福祉費 十八歳未満人口 一人につき 一四八、六〇九円

区立保育所入所児童数 一人につき 一、五二九、二三四円

5 国民健康保険事業 被保険者数 一人につき 七〇一、二〇一円

私立保育所入所児童数 一人につき 一二、九一五円

6 後期高齢者医療 被保険者数 一人につき 七六、二四七円

三 衛生費 一人につき 九、八六一円

四 清掃費 一人につき 四五六円

1 清掃総務費 一人につき 五、三九七円

2 収集作業費 一人につき 一、四九九円

3 収集車両費 一人につき 三、〇五二円

4 処理処分費 一人につき 四五一円

五 経済労働費 一箇所につき 一八九、八六四円

1 生活経済費 一人につき 二、三八四円

2 産業経済費 事業所数 一人につき 一、一〇二円

六 土木費 一人につき 五〇円

1 建築公害費 一人につき 一、五〇二円

2 都市整備費 一人につき 五〇円

3 道路橋りょう費 一平方メートルにつき 一、五〇二円

4 公園費 公園面積 一、五〇二円

七 教育費

1 一人につき 一、五〇二円

2 一人につき 一、五〇二円

3 一人につき 一、五〇二円

4 一人につき 一、五〇二円



（令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

3 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの各年度に限り、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十五条の規定により読み替えられた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の規定に基づき、新条例第三条第一項中「法人事業税交付対象額」という。）とあるのは「法人事業税交付対象額」と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）と、同条第二項中「の見込額」とあるのは「の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する場合における新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和二年度である場合には、同項各号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。

（令和七年度及び令和八年度における交付金総額等の読替え）

5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合には、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、同項第二号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。

得た額」とする。

東京都条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九号

東京都条例の一部を改正する条例

東京都条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。  
 第十七条の二第三項第一号中「、連結事業年度」を削り、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第十八条第一項第一号中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「若しくは第三十一項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第十八条の二第五項及び第六項を削る。

第三十五条第一項第五号中「当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日」を「同項に規定する六月経過日」に改める。

第百十四条中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に、「同条第四十六項又は第五十六項」を「同条第五十六項又は第六十六項」に改める。

第百十八条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」の下に「ことができる」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使

用者に通知しなければならない。

第百八条中第五項を第六項とし、同条第四項中「によつて」を「により」に改め、「課する」の下に「ことができる」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登記され、又は登録されている」を「登記又は登録がされている」に改め、「みなす」の下に「ことができる」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第三百四十三条第五項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第百三十七条第一項中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改める。

第百四十五条第七項中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改める。

第百八十八条の二十六第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二条中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に、「同条第五十項又は第六十項」を「同条第五十九項又は第六十九項」に改める。

附則第三条の第三第二項及び附則第四条中「、第三項及び第五項」を「及び第三項」に改める。

附則第五条の二の二第四項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

附則第六条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第十二条第一項中「又は個別帰属法人税額」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同条第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「第二十三条第一項第四号若しくは」を「第二十三条第一項第四号又は」に改め、「又は法第二十三条第一項第四号の二若しくは法第二百九十二条第一項第四号の二の個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第五項、第九項、第十二項（法附則第四十八条において読み

替えて準用する場合を含む。）若しくは第十五項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）を「第五十三条第三項、第八項、第十一項、第十三項、第十七項、第十九項、第二十三項若しくは第二十六項」に、「第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十五項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）を「第三百二十一条の八第三項、第八項、第十一項、第十三項、第十七項、第十九項、第二十三項若しくは第二十六項」に改め、同条第三項中「各事業年度又は各連結事業年度終了の日」を「法第五十三条第一項及び法第三百二十一条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改め、同条第四項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第二十条中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第一号中「（法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第三号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の四第一項の改正規定 令和三年四月一日

二 第十七条の二第三項及び第十八条第一項から第三項までの改正規定、第十八条の二第五項及び第六項を削る改正規定、第三十五条第一項第五号、第百十四条、第二百二条、附則第三条の三第二項、附則第四条、附則第五条の二の二第四項、附則第三十一条及び附則第十二条第一項から第五項までの改正規定並びに次項及び附則第三

項の規定 令和四年四月一日

（経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の東京都都税条例（以下「四年新条例」という。）の規定中法人の都民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下

「二号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が二号施行日前に開始した事業年度を除く。))分の法人の都民税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の都民税及び二号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の都民税については、前項第二号に掲げる規定による改正前の東京都都税条例(以下「四年旧条例」という。))の規定中法人の都民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、二号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 この条例による改正後の東京都都税条例(以下「新条例」という。))第一百八条第二項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例第一百八条第三項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 この条例による改正前の東京都都税条例附則第二十条の規定は、令和二年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第六条の五第一項中「(法第五十四条第二項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であつて、その内容に変更がないときには、その旨を記載した書類)」を削る。

第十条第一項第三号中「及び」の下に「第五項並びに」を加える。

附則

1 この条例は、令和三年六月九日(以下「施行日」という。))から施行する。

2 この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第六条の五第一項(同条例第六条の八において準用する場合を含む。))の規定は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。))が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

行 東 京 都  
東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

